

議会改革に関する検討組織の設置について

1 名 称

議会運営委員会議会改革検討小委員会

2 構 成 等

- (1) 委員会は、委員 12 人をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 小委員会は、議会運営委員会条例に規定する会派に属さない議員の出席を求めることができる。

3 作業部会

- (1) 小委員会に、府議会の I C T 化に関する実施計画案を作成させるための作業部会を置く。
- (2) 作業部会は、委員のうちから小委員長が指名する委員 5 人をもって構成する。
- (3) 作業部会長は、作業部会に属する委員の互選により選出する。

4 運 営

- (1) 公 開 傍聴については、議会運営委員会に準じる。なお、会議の概要をホームページで公開する。
- (2) 参考人 必要に応じ、学識経験者を参考人に招致し、意見を聴取する。

5 検討事項

- (1) 議会力を高める府議会・委員会のあり方の検討
 - ア 特別委員会のあり方の検討
 - (ア) 「政策提言型特別委員会」の検証と今後の運営に関する検討
 - (イ) 特別委員会の数やテーマの設定、正副議長を除く全議員が参画していることの是非等に関する検討
 - イ その他の検討
- (2) 議員力・議会力を高める府議会の I C T 化の検討（ペーパーレス委員会の試行を含む。）

6 その他

小委員会は、5の(2)の検討事項に関し、I C Tを活用した広報又は広聴に関する事項の検討を行うに当たっては、広報広聴会議に対し、必要な検討を要請することができる。